

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（文部科学省 高等教育局 国立大学法人支援課）

項目名	国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大		
税目	所得税		
要望の内容	<p>国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する個人寄附については、経済的理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業（以下「修学支援事業」という。）、学生又は不安定な雇用状態である研究者（ポスドク）に対する研究への助成又は研究者としての能力向上のための事業（以下「研究等支援事業」という。）を対象とする場合に限り所得控除の他に税額控除も選択できる。（※修学支援事業については、独立行政法人日本学生支援機構、研究等支援事業については、大学共同利用機関法人も対象）</p> <p>国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人日本学生支援機構及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）において、修学支援事業及び研究等支援事業以外の事業である場合にも、税額控除を選択できるように措置する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	<p>▲ 4,052 百万円</p> <p>（ - 百万円）</p> <p>（ - 百万円）</p>

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国立大学法人等は、我が国の高等教育及び学術研究の水準と均衡ある発展、世界第一線の研究成果の創出等を図るために設置された機関であり、それらの活動を促進することは、社会からのニーズに応え、我が国の持続的な発展と豊かな社会の構築にとって不可欠である。</p> <p>国立大学法人等が、確たる経営基盤に基づき、安定的に高度かつ良質な教育研究活動を行うとともに、成果を広く社会に提供することによって社会の発展に寄与するために、幅広い方面からの多様な外部資金を獲得するための制度を措置することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国立大学法人等が、強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより持続的な競争力を有し、高い付加価値を生み出す組織へと転換するためにも、財政基盤の確立等が不可欠である。</p> <p>これまでどおり、国立大学法人運営費交付金等の公的資金のみに依存するのではなく、各法人が教育研究活動の成果を広く社会にアピールするアウトリーチを重視し、寄附金収入の拡大など社会全体からの支援を受け、その期待に対し目に見える形で答えるという好循環を形づくっていく中で、これまで以上に自主的・積極的に外部資金を調達することが重要である。</p> <p>国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構への個人寄附については、平成 28 年度及び令和 2 年度の税制改正により、当該法人の行う修学支援事業・研究等支援事業を対象とする場合には、所得控除の他に税額控除も選択できるようになったところ（※修学支援事業については、独立行政法人日本学生支援機構、研究等支援事業については、大学共同利用機関法人も対象）、実際、国立大学に対しての個人寄附は修学支援事業等を目的とする税額控除の導入によって寄附金は増加してきているところであり、さらなる寄附金確保のために修学支援事業・研究等支援事業に限らない国立大学法人等の事業を対象とした個人寄附への税額控除の導入が求められる。</p> <p>また、国際卓越研究大学の審査過程においても、複数大学から自主的な外部資金の調達のため、当該税制改正の要望も上がっており、国際卓越研究大学の活動を後押しするためにも、税制改正を行う必要がある。</p> <p>こうした情勢から、複数の閣議決定文書においても「2025 年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し大学の自主財源の拡大を促進する。」との記載が盛り込まれているところである。</p>
--------------------------	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	<p>政策目標 4 個性が輝く高等教育の振興</p> <p>施策目標 4-1 大学などにおける教育研究の質の向上 施策目標 4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備</p> <p>【参考】各種閣議決定文書抜粋 ○第6期科学技術イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定） 第2章2（3）大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張（c）具体的な取組 ② 戦略的経営を支援する規制緩和 ○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する。 ○統合イノベーション戦略2022（令和4年6月3日閣議決定） 第2章2（3）大学改革の促進と戦略的経営に向けた機能拡張</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本計画における具体的な取組</th> <th>実施状況・現状分析</th> <th>今後の取組方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。【文】</td> <td>・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。</td> <td>・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。【文】</td> </tr> <tr> <td>○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】</td> <td>・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。</td> <td>・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。【科技、文】</td> </tr> </tbody> </table>	基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針	○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。【文】	・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。	・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。【文】	○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】	・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。	・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。【科技、文】
		基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針							
		○学長選考会議への学長の関与の排除や学長選考会議の持つ牽制機能の明確化を図るとともに、国立大学法人の学生定員の変更や組織の再編手続の簡素化、優秀な留学生の確保のための定員管理や授業料設定の弾力化を、第4期中期目標期間より実施する。【文】	・授業料設定の柔軟化については、「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理（2021年12月24日）において、「授業料水準についての国の一定の関与が必要とされる現行の制度趣旨を踏まえてなお、授業料の上限を弾力化する理由があるか、経済条件により教育機会に制限がかかる懸念があることをどう考えるかといった留意事項を踏まえ、引き続き授業料設定の柔軟化の在り方について検討することが求められる」とされたことを受けて、検討を実施。	・「世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改正等のための検討会議」の制度改正に向けた論点整理を踏まえた国立大学法人法の改正の検討と合わせて引き続き検討を実施。【文】							
○2025年度までに、大学への寄附税制に係る優遇措置を拡大し、大学の自主財源の拡大を促進する 【科技、文】	・改正内容の周知・広報によって制度の適用を促すとともに、実績を把握。	・今後、改正後の寄附制度の活用状況により改正の効果を定量的に検証。【科技、文】									
<p>政策の達成目標</p> <p>国立大学法人の寄附金収入増加率について、2025年度までに、年平均5%の増加を目指し、国立大学法人等に対する個人寄附を更に促進し、国立大学法人等の財源の多様化、財政基盤の強化等を通じて、教育研究の振興を図るとともに、国立大学法人等による教育研究の成果を広く社会に提供するための活動を促進する。</p>											
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>—</p> <hr/> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>—</p>											
<p>政策目標の達成状況</p> <p>寄附税制の拡充やファンドレイジング活動の充実により財源の多様化、財政基盤の強化が図られているものの、社会から期待されるニーズの多様化に積極的に対応しつつ、教育研究活動の質を確実に向上させていく必要がある。</p>											

有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>国立大学法人等へ寄附を行う個人</p> <p>※国立大学法人：82 法人</p> <p>公立大学法人：84 法人</p> <p>大学共同利用機関法人：4 法人</p> <p>独立行政法人国立高等専門学校機構：1 法人</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構：1 法人</p>
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>① 国立大学法人等に対する個人寄附は、その多くが小口（50,000 円以下）であり、税額控除の導入により、控除範囲が拡大するため、小口の個人寄附金を増加させる効果があると考えられる。</p> <p>② 個人寄附の全てが税額控除の対象となっている学校法人は、導入前後で寄附金額は約 1.4 倍となった。</p> <p>③ 国立大学法人における平成 28 年度の個人寄附に係る寄附金は約 178 億円であり、令和 3 年度には約 212 億円となっており、約 1.2 倍に増加している。</p> <p>さらに、小口寄附の人数についても、平成 28 年度では約 4.6 万人だったが、令和 3 年度には約 10.7 万人に増加していることから、税額控除の範囲が広がることで更なる寄附受入額の増額及び件数増加が見込まれる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の措置</p>	<p>【所得税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人等に対する個人からの寄附金は、指定寄附金として所得から控除される（寄附金控除）（所得税法第 78 条等） ・国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構及び独立行政法人日本学生支援機構に対し、経済的な理由により修学が困難な学生等の修学支援に係る事業への個人寄附については、寄附金控除、または、税額控除（所得税額の 25%を限度）のいずれか有利な方を選択できる（租税特別措置法 41 条の 18 の 3 第 1 項第 2 号） ・国立大学法人、公立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構、大学共同利用機関法人に対し、学生又は不安定な雇用状態である研究者（ポスドク）に対する研究への助成等に係る事業への個人寄附については、寄附金控除、または、税額控除（所得税額の 25%を限度）のいずれか有利な方を選択できる（租税特別措置法 41 条の 18 の 3 第 1 項第 3 号） <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人等への法人からの寄附金は、指定寄附金として全額損金算入（法人税法第 37 条）

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(令和5年度予算)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人運営費交付金：10,784億円 (平成16年度の国立大学法人運営費交付金：12,415億円) ・国立高等専門学校機構運営費交付金：628億円 (平成16年度の国立高等専門学校機構運営費交付金：706億円)
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>国立大学法人等の経営環境は厳しさを増している。教育研究活動を安定的に行うためには、公的助成に加えて、多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。</p> <p>第4期中期目標期間において、規模・組織体制、地域等の関係等で培われた強みや特色を背景とした各大学の特有のミッションに対応して、運営費交付金がそれぞれ相応しい方法によって算定され、各法人に配分を行っている。例えば、自律的・戦略的な経営を進めていくための新たな活動を含めたミッションの実現の更なる加速のため、その活動基盤として教育研究組織の整備や強化が重要であることから、教育研究組織の改革に対する支援を行っている。</p> <p>こうした国による予算上の措置と、外部資金の拡大のための制度改善は、両者あいまって国立大学法人の経営基盤の強化が実現されるものであり、補完的な関係にあるといえる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>税額控除制度は、所得が低くなるほど減税効果が大きく、小口寄附金の促進に寄与する制度と言われている。公的資金のみに依存しない国立大学法人等の財務基盤の強化のためにも、修学支援事業・研究等支援事業に限られない教育・研究に関する国立大学法人等の事業を対象とした個人寄附への税額控除の導入措置は急務である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>国立大学法人に対する税額控除対象とする修学支援事業及び研究等支援事業目的の個人寄附については、令和3年の実績で約2.4万件、総額は約8.8億円である。</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>税額控除を活用した国立大学法人等への寄附金増額等により、財源の多様化、財政基盤の強化が図られている。</p> <p>実際に、国立大学法人における平成28年度の個人寄附に係る寄附金は約178億円であり、令和3年度には約212億円となっており、約1.2倍に増加している。</p> <p>さらに、小口寄附の人数についても、平成28年度では約4.6万人だったが、令和3年度には約10.7万人に増加している。</p>	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国立大学法人等に対する個人寄附を更に促進し、国立大学法人等の財源の多様化、財政基盤の強化等を通じて、教育研究の振興を図るとともに、国立大学法人等による教育研究の成果を広く社会に提供するための活動を促進する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和元年における国立大学法人への税額控除対象寄附額が約4.2億円であるのに対して、令和3年の税額控除対象寄附額は、約8.8億円であり、寄附金収入は増加している。しかし、個人寄附額総額（令和3年度212億円）に比しては少なく、個人寄附を更に促進し、国立大学法人等の財源の多様化、財政基盤の強化等を図るため、修学支援事業以外の事業を対象とした個人寄附である場合にも、税額控除を選択出来るように措置する必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成28年度税制改正（租税特別措置）要望事項 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等 令和2年度税制改正（租税特別措置）要望事項 国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の対象事業の拡大</p>	